平成２３年（フ）第２９号
山口県下関市幸町11番１－404号　唐戸幸町団地、前住所山口県下関市上田中町２丁目20番３号
債務者　安井　隆志（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
山口県下関市豊浦町大字川棚4881番地11
債務者　冨岡　富枝
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
山口県下関市彦島角倉町１丁目１番18号
債務者　木村　朱美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
愛媛県松山市上市２丁目４番19号
債務者　柳原　　修
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２２６号
愛媛県松山市南久米町164番地２　来島第１ビル201号
債務者　今井　竹雄
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
福岡県久留米市上津町2192番地270　ロフトＨアンドＡ101号
債務者　永田　雅一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４５号
鹿児島県奄美市名瀬平田町29番12号
債務者　前島　陽子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６１号
鹿児島県大島郡喜界町大字小野津967番地
債務者　貴島　　修
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５１号
千葉県木更津市清見台東２丁目29番６号　タウンヒルズⅡＢ棟
債務者　駒　　順子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１１２号
長野市三輪５丁目５番0101号　県住柳町団地
債務者　原山みや子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3293番地の２
債務者　金指　吉則
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第４０８号
京都市上京区中筋通大宮西入横大宮町203番地１　ヴィラ・ビアンカⅢ103号
債務者　野瀬喜一郎
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６６号
京都市北区大北山原谷乾町36番地124
債務者　井之口　弓
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８０８号
京都府京田辺市河原室垣外６番地　10―406
債務者　下戸　エリ（旧姓上羅）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３５号
京都市中京区西ノ京南原町１番地２　西大路御池団地802号
債務者　生島　佐和
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目23番地１
債務者　藤野　清治
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
奈良県天理市三昧田町305番地
債務者　吉井　孝典
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２５９号
奈良県生駒郡斑鳩町興留２丁目４番17号
債務者　日阪有紀子（旧姓藤・米川）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
奈良地方裁判所